

さんしんマルチペイメントネットワーク利用規定

第1条 さんしんマルチペイメントネットワーク取引

1. さんしんマルチペイメントネットワーク

さんしんマルチペイメントネットワーク（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピューター等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、利用者・納付者からの各種料金・税金の支払取引を行って、かつ納付結果を即時に収納機関へ通知するサービスを行います。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した利用者番号（ID）または各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限ります。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

但し、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

5. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。

- (2) 前号における本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

利用者番号（ID）および以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

2. ログインIDの取得

- (1) 本サービスを利用する初回に、利用者番号（以下「ログインID」といいます。）を取得する所定の手続きを行って、以後お客様専用のログインIDとして使用してください。ログインIDは端末からお客様自身が入力して、登録取得します。
- (2) その際、当金庫に登録されている「初期ログインパスワード」と「初期確認用パスワード」が、お客様が入力された各内容の一致

により、本人であることを確認します。

3. ログインパスワードの変更

- (1) 本サービスを利用する初回に、当金庫にお申しいただきました「初期ログインパスワード」は、初回用の「ログインパスワード」であるため、必ず変更を行って、変更後の「ログインパスワード」で本サービスをご利用ください。
- (2) 変更の際、お客様が入力された現在の「ログインパスワード」と「確認用パスワード」の一致により、本人であることを確認します。
- (3) 「ログインパスワード」は適宜変更を行ってセキュリティ確保を行ってください。
なお、「ログインパスワード」の照会等はできないので失念しないようにしてください。
- (4) 万一、失念の場合は、本サービスをご利用できなくなりますので、一旦解約手続きをさせていただき、引き続き本サービスをご利用になる場合は、新規の申込手続きを行っていただきます。

4. 確認用パスワードの変更

- (1) 本サービスを利用する初回に、当金庫にお申しいただきました「初期確認用パスワード」は、初回用の「確認用パスワード」であるため、必ず変更を行って、変更後の「確認用パスワード」で本サービスをご利用ください。
- (2) 変更の際、お客様が入力された現在の「ログインパスワード」と「確認用パスワード」の一致により、本人であることを確認します。
- (3) 「確認用パスワード」は適宜変更を行ってセキュリティ確保を行ってください。
なお、「確認用パスワード」の照会等はできないので、失念しないようにしてください。
- (4) 万一、失念の場合は、本サービスをご利用できなくなりますので、一旦解約手続きをさせていただき、引き続き本サービスをご利用になる場合は、新規の申込手続きを行っていただきます。

5. 本人確認手続き

- (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認
お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。
 - ① 利用者番号（ID）、ログインパスワードおよび確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - イ. お客様の有効な意思による申込みであること。
 - ロ. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうえは、利用者番号（ID）、ログインパスワードおよび確認用パスワードにつき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

6. パスワード等の管理

- (1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、各種パスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。
- (3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力を所定の回数連続して行われた場合はその時点で本サービスの利用を停止します。再開手続きは所定の時間後行います。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。当金庫は、お届出の内容に従い本サービスのサービス利用口座として

登録します。

但し、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

- (2) サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の書面により届出てください。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。この場合、お客様と収納機関との協議となります。

第4条 ご利用限度額

1回あたりご利用限度額および1日あたりのご利用口座単位限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第5条 収納手続き

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する収納機関へ支払う取引をいいます。なお、当金庫は、本サービスの収納手続きにかかる「領収証書」の交付は致しません。
- (2) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (3) 以下の各号に該当する場合、収納手続きはできません。
 - ① 収納金額が、支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認められたとき。
 - ⑤ その他、収納手続きができないと当金庫が認める事由があるとき。

2. 収納内容の変更・取消

- (1) 収納機関への収納手続き確定後、収納内容の変更・取消はできません。

この場合、お客様と収納機関とで協議してください。
- (2) 収納機関への収納手続き確定後、収納内容の変更・取消による本サービス利用にかかる金庫所定の手数料の返還は行いません。

第6条 照会等

本サービス所定の期間内のご利用履歴、ご利用口座の残高情報が収納取引時に確認できます。

第7条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について承知しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。

当金庫は当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第8条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サービスの利用停止

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ② お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

4. サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき
- (2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
- (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- (4) 相続の開始があったとき

5. 暴力団排除条項による解約

お客様（本サービス契約者が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在、次の(1)または(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、お客様は、自らまたは第三者を利用して次の(3)のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

お客様は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当したとき、または(1)もしくは(2)についての表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明したときは、当金庫との取引が停止され、または通知により、取引が解約されても異議を唱えないものとします。

なお、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当金庫に何らの請求をしないものとします。また、当金庫に損害が生じた場合には、お客様がその責任を負うものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）
- (2) 次の各号のいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (3) 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第9条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、収納内容等について照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合により、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取り扱います。

また、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、日本マルチペイメントネットワークの取扱いにより行います。

第11条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第12条 契約期間

本契約の当初契約期間より契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降

も同様とします。

第13条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第15条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

(2014.4)